

## 医学研究科単位修得・成績評価に関する内規

1. 大学院学生は4年以上在学し、30単位以上を修得しなければならない。また、それ以外に必修の2単位を義務づける。なお、学則第19条に定めるとおり授業科目の単位は原則として前半の2か年において修得するものとする。

2. 学則第25条に定める学年・学期及び休業日は指導教授が授業の都合により適宜変更することができる。ただし、毎学年授業日数は30週を下ることはできない。

3. 修得する単位は授業内容により次のとおりとする。

講義	8単位以上
演習	6単位以上
実験・実習	16単位以上
	計30単位以上
必修講義	1単位
研究倫理に関する必修講義	1単位

ただし、学則に定めるとおり上記単位のうち研究内容により専攻分野以外の分野の科目を履修することができる（留学による単位充当も含む）。

必修講義である大学院総合講義（1回目～9回目のうち4回以上出席すること）、企画セミナー（2回以上出席すること）、大学院講座を10回以上受講することにより、必修講義の1単位を修得するものとする。また、研究倫理に関する必修講義は、原則として前半2か年のいずれかにおいて受講することにより、1単位を修得するものとする。

4. 毎学年の初めにその年に履修する科目を予め専攻分野科目担当教授の承認を得て学長に届け出るものとする。

5. 授業科目の単位修得の認定は、試験（口答又は筆答）又は平常の成績及びレポート等により、専攻分野科目担当教授が行う。専攻分野科目以外については、該当科目担当教授が行う。

6. 授業科目の成績及び評価基準は、次のとおりとする。

授業科目の成績について、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。（優：80点以上100点満点、良：70点以上80点未満、可：60点以上70点未満、不可：60点未満）

ただし、必修講義・研究倫理に関する必修講義の各1単位と研究中間発表会は除く。

7. 専攻分野科目担当教授は、学生の成績を評定する。専攻分野科目担当教授は、授業科目単位修得・成績評価報告書により毎学年末に学長に報告しなければならない。専攻分野以外の科目については、該当科目担当教授が行う。

8. 授業の方法

- (1) 講義 普通講義の他、抄読会、臨床報告会、集談会等に出席した時は講義として取扱う。
- (2) 演習 普通演習の他、文献照合、又は抄読会に於いて抄読を担当した時、臨床報告会に於いて報告を担当した時、集談会、学会等に於いて研究発表をした時等は演習として取扱う。
- (3) 実験・実習 普通実験実習の他、臨床検査、手術（見学を含む）、診療治療現地調査、剖検（見学を含む）等を実習として取扱う。

9. 単位修得時間は次の算出方法による。

- (1) 講義の単位は、1週1時間15週（前期・後期各15週）即ち15時間を1単位とする。
- (2) 演習の単位は、1週2時間15週（前期・後期各15週）即ち30時間を1単位とする。
- (3) 実験・実習は、1週3時間15週（前期・後期各15週）即ち45時間を1単位とする。